

7 向生第 3 3 7 号  
令和 7 年 6 月 2 4 日

学校施設開放使用登録団体 各位

向日市教育長 山 本 真 也  
( 公 印 省 略 )

### 向日市立学校施設開放の空調設備利用に伴う使用電気料等について

平素は、本市教育行政の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、小中学校の体育館に空調設備を設置したことに伴い、学校施設開放で施設を利用する登録団体の皆さまにも、令和 7 年 7 月 1 日から空調設備をご利用いただけることとなりましたのでお知らせいたします。

利用を希望される際は、施設予約時に申し出ください。使用後に実費相当額の空調設備使用電気料を徴収いたします。利用方法や料金の詳細等につきましては、下記のとおりとしますが、詳細につきましては、別添の「向日市立学校等体育施設開放 貸出のしおり」をご覧ください。

また、これまでから屋内施設を利用する際に徴収していた照明使用電気料についても、照明の LED 化に伴い、料金を見直したことから、施設毎に定めた料金額を下記のとおり改めましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

- 1 使用開始日 令和 7 年 7 月 1 日
- 2 使用可能期間 令和 7 年 1 0 月末まで（次年度以降は、原則 6 月～1 0 月）
- 3 利用方法 施設予約時に空調利用の希望を申し出  
※利用申請書提出後に利用希望の内容を変更する場合は、管理を行う公益財団法人向日市スポーツ文化協会に直接ご連絡してください。（電話番号 075-932-5011）  
※既に施設を予約しているものについても、空調設備の使用を希望する場合は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会にご連絡ください。  
※天候等により当日利用希望を変更することも可能です。

4 温度設定 28℃（原則）

※空調設備については、地球温暖化の防止を図ることを目的に、省エネルギーへの取組を推進するため、設定温度を28℃とします。

5 空調設備使用電気料（新設）

小学校・屋内運動場（大体育室）	1区分当たり 1,200円
第6向陽小学校・屋内運動場（大体育室） 午後9時を過ぎて使用する区分	1区分当たり 1,600円
中学校・屋内運動場（大体育室）	1区分当たり 2,000円

6 照明使用電気料（変更）

小学校・屋内運動場（大体育室）	1区分当たり 500円→300円
第6向陽小学校・屋内運動場（大体育室） 午後9時を過ぎて使用する区分	1区分当たり 700円→500円
中学校・屋内運動場（大体育室）	1区分当たり 600円→300円
中学校・武道場	1区分当たり 500円→200円

7 料金の徴収方法 納付書払い

※照明使用電気料と同じく、1か月の使用分をまとめてそれぞれの利用団体に請求しますので、指定期日までに市役所窓口または指定の金融機関で納付してください。